

## 浜松市被災地支援対策本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 市域外において発生した大規模地震災害等に対して浜松市が行う支援業務を適切かつ迅速に行うため、「浜松市被災地支援対策本部」(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 対策本部には、本部長、副本部長及び本部員を置き、本部会議を別表のとおり構成する。

2 本部長は市長とし、対策本部の事務を総括する。ただし、被害状況等に応じて危機管理監を本部長に充てることのできるものとする。

3 副本部長は副市長とし、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。ただし、危機管理監を本部長とする場合には副本部長は置かない。

4 本部長は本部会議に代えて、幹事会の開催を指示することができる。

### (本部会議の招集)

第3条 本部長は本部会議を招集し議長となる。

### (本部会議の役割)

第4条 本部会議は次の対策を協議し、必要に応じて各部局へ具体的な検討及び対策の指示をする。

- (1)被災地、被災者、避難者への救援、支援活動に関すること
- (2)情報の収集及び市民、関係機関に対する情報提供に関すること
- (3)国、県、指定都市市長会等との情報交換及び連絡調整に関すること
- (4)その他支援対策に必要な事務に関すること

### (幹事会)

第5条 本部長を市長とした対策本部を設置した場合には、本部に幹事会を置くことができる。

2 危機管理監は、幹事会を招集し議長となる。

### (対策会議)

第6条 各部局は、第4条の検討及び対策ため、対策会議を置くことができる。

2 対策会議は、各部局の長である本部員が招集し議長となる。

### (現地支援本部)

第7条 本部長は現地支援本部を置くことができる。

### (事務局)

第8条 対策本部及び幹事会の事務局は、危機管理課が担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

別表

・本部会議の構成

(市長を本部長とする場合)

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、水道事業及び下水道事業管理者、政策補佐官、危機管理監、各部長、保健所長、各区長、会計管理者、消防長、学校教育部長、議会事務局長、各担当部長

(危機管理監を本部長とする場合)

本部長	危機管理監
本部員	水道事業及び下水道事業管理者、企画調整部長、総務部長、健康福祉部長、環境部長、産業部長、都市整備部長、土木部長、消防長、学校教育部長、財務部税務担当部長、健康福祉部医療担当部長

本部長(危機管理監)は、必要に応じて関係職員を招集することができる。

・幹事会の構成

会長	危機管理監
幹事	水道事業及び下水道事業管理者、企画調整部長、総務部長、健康福祉部長、環境部長、産業部長、都市整備部長、土木部長、消防長、学校教育部長、財務部税務担当部長、健康福祉部医療担当部長

幹事会の会長は、必要に応じて関係職員を招集することができる。